

キ 文化会館調査票

(ア) 職員数

【変更の概要】

調査対象施設の職員として発令されている者の人数を把握する調査項目において、現行では「施設の長」、「指導系職員」^(注1)及び「その他の職員」の3区分により把握していたが、「その他の職員」の内数として「技術職員」^(注2)を把握する区分を追加する。

変 更 案				現 行			
8 職 員 数(人)				8 職 員 数(人)			
区 分		施設の長	指導系職員	その他の職員			
専 任	男			うち技術職員			
専 任	男						
専 任	女						
兼 任	男						
兼 任	女						
非常勤	男						
非常勤	女						
指定管理者	男						
指定管理者	女						

[新旧対照表：IX - 1 ページ]

【審査結果】

平成 24 年 6 月に劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が施行され、同法第 13 条の規定により、劇場、音楽堂等においては技術職員を養成・確保することとされた。

本件変更は、これを踏まえ、劇場、音楽堂等における技術職員の数を把握するために区分の追加を行うものである。

これについては、劇場、音楽堂等に対する指導・助言、財政的支援^(注3)について、より実態に即した検討をするに当たり、本調査項目による調査結果を指標として用いることができるなど、劇場、音楽堂等に対するより実態に即した支援の検討に資するものであることから、適当であると考える。

(注 1) 「指導系職員」とは、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律第 3 条各号に掲げる劇場、音楽堂等の事業において、指導に当たる者等のことである。

- 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（抄）
(劇場、音楽堂等の事業)

第 3 条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。

七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。

八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(人材の養成及び確保等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(注 2) 「技術職員」とは、例えば、音響スタッフや照明技術者など、舞台芸術の実演に当たって技術的な支援を行う職員のことである。

(注 3) 劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律の施行後、地域の劇場、音楽堂等の活性化と実演芸術の水準向上を図るため、平成 25 年度予算から、「劇場、音楽堂等活性化事業」を文化庁において実施し、公演事業や専門的人材の養成、普及啓発活動などに補助が行われている。

(注 4) 劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針（平成 25 年文部科学省告示第 60 号）(抄)

第 2 設置者又は運営者の取組に関する事項

3 専門的人材の養成・確保及び職員の資質の向上に関する事項

(1) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等の運営を適切に行うため、当該劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、実演芸術の公演等を企画制作する能力、舞台関係の施設・設備を運用する能力、組織・事業を管理運営する能力、実演芸術を創造する能力その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する人材（以下「専門的人材」という。）の養成を行うよう努めるものとする。このため、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、他の劇場、音楽堂等、実演芸術団体等及び大学等と連携・協力し、実践的な知識及び技術を習得するための研修その他の養成のための機会を設けるとともに、人材交流を行うよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、次の事項に留意する必要がある。

ア～ウ（略）

(2) 設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の設置目的及び運営方針を踏まえ、当該劇場、音楽堂等の事業の実施に求められる専門的人材の範囲の特定、確保の方法、職制等を明確にし、専門的人材を配置するとともに、各自の能力を十分に發揮し得る職場環境を確保するよう努めるものとする。

この場合において、設置者又は運営者は、その設置又は運営する劇場、音楽堂等の実態等を勘案しつつ、次の事項に留意する必要がある。

ア及びイ（略）

(3) 設置者又は運営者は、その設置する劇場、音楽堂等を適切に運営するため、関係機関と連携・協力しつつ、職員の資質の向上を図る研修等を行うよう努めるものとする。

キ 文化会館調査票

(イ) 主催・共催事業の実施状況

【変更の概要】

調査対象年度間に実施した事業について、実施件数及び入場者数・参加者数を把握する調査項目において、現行では「その他」としている区分名について、ホールについては「講演会、講習会、映写会等」、ホール以外については「講演会、講習会、実習会等」にそれぞれ改める。

変 更 案			現 行		
(1) 主催・共催事業の実施状況			(1) 主催・共催事業の実施状況		
区 分	実施件数(件)	入場者数・参加者数(人)	区 分	実施件数(件)	入場者数・参加者数(人)
ホール 舞 台 芸 術・芸 能 公 演			ホール 舞 台 芸 術・芸 能 公 演		
講演会、講習会、映写会等			その 他		
ホール 学 級・講 座			ホール 学 級・講 座		
以 外 展 覧 会			展 覧 会		
講演会、講習会、実習会等			その 他		

[新旧対照表：IX - 2 ページ]

【審査結果】

本件変更は、現行では「その他」としている区分について、報告者にとってどのような内容のものを記載するか明らかにし、より報告を容易にするため、具体的な事業の種別を記載することとするものである。

これについては、これまでの本調査においても、「その他」の区分については、ホールの場合は「講演会、講習会、映写会等」、ホール以外については「講演会、講習会、実習会等」の実施件数及び入場者数・参加者数を記載するよう調査票記入の手引において報告者に対し案内してきているが、報告者にとってより分かりやすい表記に区分の名称を改めるものであることから、適当であると考える。